

四街道市ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、四街道市（以下「市」という。）のホームページへの広告掲載に関し、四街道市広告事業実施要綱（以下、「要綱」という。）及び四街道市広告掲載基準に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(広告の基準)

第2条 掲載できる広告は、要綱第3条の規定による。

(広告の掲載順位)

第3条 広告掲載の順位は、要綱第8条の規定による。なお、同順位のものの中には、掲載希望月数の多いものを優先する。

(広告の種類及び規格等)

第4条 掲載する広告は、バナー広告とする。

2 規格、広告掲載料等については、別表のとおりとする。

3 同一広告主が広告掲載できる枠数は、原則として同一月に2枠までとする。ただし、他に広告掲載希望者がいない場合はこの限りでない。

(広告掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、毎月1日から末日までの1か月を単位とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできないものとする。

(平28 一部改正)

(広告不掲載時の措置)

第6条 広告掲載期間内に連続して3日を超えて、広告主の責に帰さない理由により広告掲載されなかった場合は、掲載されなかった日数に応じて翌月まで広告掲載期間を延長できる。

2 前項の場合において、翌月に掲載できる枠がない場合は、要綱第11条の規定により1か月を30日として掲載されなかった日数分を日割り計算し、広告掲載料を還付できるものとする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平22 一部改正)

(広告主の募集)

第7条 市は、市ホームページ等により広告掲載希望者を公募するものとする。

(広告に要する費用)

第8条 広告掲載希望者及び広告主は、広告の原稿の作成経費等、広告を掲載するために必要な一切の費用について負担するものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第9条 広告掲載希望者は、四街道市ホームページ広告掲載申込書（様式1）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、審査を行い、四街道市ホームページ広告掲載等決定通知書（様式2）により通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載の決定を受けた者は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は要綱第12条第1項第2号の規定に基づき、自己の都合により、市ホームページへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

(免責)

第12条 市は、前条及び次に掲げる事由により、広告掲載を行わなかった場合において、広告主に対し、損害賠償等を行わない。

(1) 市のサーバー、ソフトウェア等の点検及び修理、補修、改良等に伴う停止

(2) 火災及び地震、水害、落雷等による停止

(3) 悪意を持つ第三者による市のコンピュータへの不正アクセス等に起因する停止

(4) 通信回線等の事故、障害による停止

(責務)

第13条 広告主は、市長に提出した広告の内容等が、要綱及び関係法令に違反していた場合は、その責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害せず、また、広告の内容等に係る財産権のすべてについて権利処理を完了させておくこととする。

3 第三者から広告の内容等に関連する損害の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月26日から施行する。

別表（第4条）

<p>規 格 (1 枠につき)</p>	<p>天地 60ピクセル 左右 150ピクセル 4キロバイト以内 G I F形式又はJ P E G形式 (アニメーション不可)</p>
<p>広告掲載料 (1 枠につき)</p>	<p>①10,000円/月 (市内事業者) ②15,000円/月 (市外事業者)</p>
<p>広告掲載位置</p>	<p>市トップページ下部</p>
<p>枠数</p>	<p>15枠</p>

様式1

四街道市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

四街道市長 様

四街道市ホームページへの広告掲載を次のとおり申し込みます。

広 告 掲 載 希 望 者	所在地		〒 -
	ふりがな 名称		
	ふりがな 代表者役職名・氏名		
	ふりがな 担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
Eメール			
業 種 (事業内容の全てについて分かる書類を添付してください)			
広告掲載位置		四街道市トップページ下部	
掲載希望期間		年 月から 年 月まで (ヶ月分)	
掲載希望枠数		枠	
リンク先のアドレス		http://	
広告の内容 (広告原稿を添付してください)			
そ の 他		1. 四街道市広告事業実施要綱及び同掲載基準並びに四街道市ホームページ広告掲載要領を遵守します。 2. バナー広告の内容は、リンク先として指定するホームページの内容と相違ありません。	

様式2

四街道市ホームページ広告掲載等決定通知書

年 月 日

様

四街道市長

印

年 月 日に申込みのありました四街道市ホームページへの広告の掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 決定内容 (掲載する 掲載しない)
2. 広告掲載する場合、広告掲載料 円
3. 広告掲載しない場合、その理由
4. 条件
リンク先が中止・閉鎖する場合等、申込み内容に変更が生じる場合は、必ず事前に連絡すること。